

令 和 元 年 1 1 月 1 2 日 国 際 平 和 協 力 本 部 事 務 局

シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について

1. 趣旨

我が国は、多国籍部隊・監視団 (MFO) に、本年4月から司令部要員を派遣しており、現在、2名の司令部要員が業務を実施しています。

MFOは、エジプト・イスラエル平和条約(1979年)及び同平和条約の議定書(1981年)に基づき、1982年よりエジプト・シナイ半島で、国連PKOに代わるものとして平和維持活動を実施してきている国際機関であり、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献しています。

MFOへの司令部要員の派遣は、エジプト・イスラエル間の平和維持活動を通じ、中東の平和と安定に資するものであり、国際連合南スーダン共和国ミッション(UN MISS)への司令部要員派遣とともに我が国の「積極的平和主義」の具体例の一つです。

本日の閣議において、派遣継続の意義等を踏まえ、我が国のシナイ半島国際平和協力業務実施計画を変更し、派遣期間を延長することが決定されました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、本日、国会に報告いたします。

2. 変更内容

- 〇派遣期間の延長
 - ・現行実施計画の派遣期間:平成31年11月30日まで
 - ・延長後の派遣期間:令和2年11月30日まで(1年間の延長)